

はじめに

「アンチ・ドーピング研修会 スライド」(以下、本スライド)は、研修会等の機会において、ドーピング検査を受ける可能性のあるアスリートやそのサポートスタッフに対してアンチ・ドーピングに関する基本的な内容を提供することを目的として作成いたしました。本スライドは、JADA制作の『FAIR PRIDEガイド-アンチ・ドーピングの基礎知識-』に基づき構成しております。

本スライドを通して、アンチ・ドーピングに関するルールについての理解はもちろんのこと、その基にあるスポーツの価値やアンチ・ドーピング活動の意義を理解し、日頃からアスリートとしての自覚ある行動にうつしていけるよう理解を深めていただければと思います。

本スライドには、スライドに対応する解説書を添付しており、解説書において講師の方にスライドを使用いただく際の「ねらい」や「情報発信のポイント」、「発問例」を記載しております。研修会を通じて、参加者がアンチ・ドーピングのルールを単に“覚える”だけでなく“考える”機会を作り、日常生活において“具体的な行動にうつす”ことを研修会の達成目標として、本スライドをご活用いただければと存じます。

アンチ・ドーピング研修会スライド

スライドの構成と目的

ステップ 1	アンチ・ドーピングの目的とルール
ステップ 2	日頃から注意しよう
ステップ 3	ドーピング検査に対応しよう
ステップ 4	ケース・スタディ 自身で考え、判断しよう

※アスリート、サポートスタッフ、競技団体には、世界アンチ・ドーピング規程においてアンチ・ドーピングに関するルールを理解し、守る義務があります。本スライドでは、研修会参加者の競技レベルに適切な内容、また研修会時間に応じて、研修会内容をアレンジすることが可能です。ご不明な点がございましたら、申請の際、お問い合わせいただければと存じます。

- ・本スライドは、世界アンチ・ドーピング規程について理解促進を目的に制作したもので、世界アンチ・ドーピング規程を定義したり法的拘束力を持つものではありません。
- ・本スライドのデータの改変や転載・転用は固く禁じます。これらに含まれる一切の著作権等は、公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構に帰属します。

スライドのご活用 (1/2)

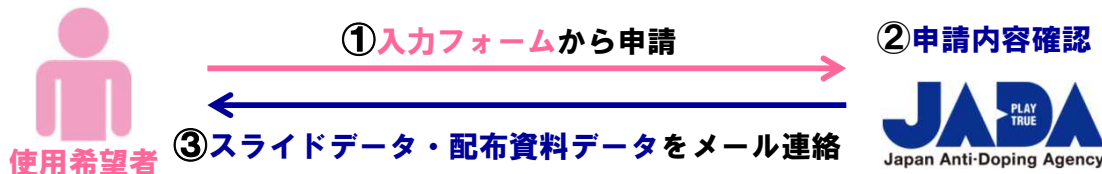
1

使用申請



<https://www.playtruejapan.org/>

本スライドの使用を希望される方は、公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のWebサイトから、研修会使用のための申請の手続きをお願いします。



一度申請いただき、研修会に対応した後、異なる研修会で本スライドをご使用いただく際は、新たに対応する研修会として、入力フォームからスライド申請を必ずお願いします。

※ 本スライドはスポーツ庁委託事業の一環として制作しており、申請いただいた内容が本スライドの対象者と合致しない場合、スライドデータの提供をお断りすることがあります。ご了承ください。

※スライドデータと併せて送付します『FAIR PRIDEガイド -アンチ・ドーピングの基礎知識-』及び『DROリーフレット』のデータは、配布資料として適宜ご活用ください。

2

研修会などでのご活用方法

◆ スライド :

JADAより送付するスライド内容を改変することはできません。また、研修会でご使用いただく前に、必ず動作確認をお願いします。

◆ 解説書 :

最新版のスライドデータの内容に対応した最新版の解説書を、JADAのWebサイトからダウンロードしてご使用ください。また、スライドごとに、「ねらい」や「情報発信のポイント」、「発問例」を記載してありますので、参考ください。

※解説書・スライド共に、皆様のフィードバックを基にスライド内容の検討・改訂を行っております。常に最新版のスライド及び解説書をご利用ください。



《ねらい》

そのスライドにおける
研修会参加者の到達目標



《情報発信のポイント》

スライドの補足と
研修会での強調ポイント



《発問例》

研修会参加者に考える
起点を与えるための発問例



《参考情報・事例》

資料のダウンロード先や
最新の事例

スライドのご活用 (2/2)

- ◆ 『FAIR PRIDEガイド - アンチ・ドーピングの基礎知識 -』と研修会スライドの連動:
 - ・本スライドは、JADA制作の『FAIR PRIDEガイド - アンチ・ドーピングの基礎知識 -』に基づき構成しております。
 - ・スライドと『FAIR PRIDEガイド - アンチ・ドーピングの基礎知識 -』との連動は、以下の表を参照いただき、研修会の対象者や時間に応じて、ステップ4を組み合わせてください。

ステップ	スライド内容	FAIR PRIDEガイド-アンチ・ドーピングの基礎知識-
1	アンチ・ドーピングの目的とルール	ルールを知ろう <ul style="list-style-type: none">◆ 規程ではどんなことが定められているの？<ul style="list-style-type: none">・ 10項目のアンチ・ドーピング規則違反・ 違反が確定したら…（制裁措置）◆ 18歳未満の皆さんへ（未成年への特別措置）◆ 最新の情報を確認し、自らクリーンであることを証明しよう！
2	日頃から注意しよう	日頃から注意しよう <ul style="list-style-type: none">◆ 禁止されている物質・方法とは？◆ 医薬品の使用は薬の専門家に確認◆ サプリメント・漢方薬のリスク◆ 医療機関でアスリートが確認すること◆ 禁止物質・方法を使う以外に治療方法がない場合はTUE（治療使用特例）申請
3	ドーピング検査に対応しよう	ドーピング検査に対応しよう <ul style="list-style-type: none">◆ ドーピング検査はどのように行われるの？（概要と手順）◆ 検査で「すべきこと」と「できること」 検査対象者登録リスト（RTP/TP）へ登録された皆さんへ <ul style="list-style-type: none">◆ どうやってクリーンであることを証明するの？<ul style="list-style-type: none">・ 「居場所情報」として提出・更新する内容・ 2つの居場所情報関連義務違反◆ つねに最新の情報に更新
4	ケース・スタディ 自身で考え、判断しよう	研修会参加者の競技レベルや年齢、及び研修会時間等に応じて研修会のまとめとして、 ステップ4 を活用

3

フィードバック

日本におけるアンチ・ドーピング活動の益々の推進・発展のため、研修会等で本スライドの活用についてお気づきの点や、研修会参加者の方々から出たご意見などを、JADAにメールやFAXなどでご共有いただけますと幸いです。教育ツールの質の向上に役立てさせていただきます。

※お送りいただいたご意見等に関しまして、JADAから個別にご返信することは基本的にございませんが、日々のご協力も含めまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

アンチ・ドーピング研修会

201907Ver.



Copyright (c) JAPAN Anti-Doping Agency | All Rights Reserved

講習内容

ステップ
1 アンチ・ドーピングの目的とルール

ステップ
2 日頃から注意しよう

ステップ
3 ドーピング検査に対応しよう

ステップ
4 ケース・スタディ
自身で考え、判断しよう



《ねらい》

- 研修会全体の内容を把握する
- 研修会終了後の達成目標を明確にする



《情報発信のポイント》

- 研修会を通じて、「アンチ・ドーピングの最新のルールを確認する」
さらに「研修会が終わった後、研修会参加者が自身の行動を振り返り、自身が考え、判断し、行動できる起点を与える」
- ステップ1:
なぜアンチ・ドーピングが必要なのか、「スポーツの価値」を基に考え、アンチ・ドーピングのルールを理解する
- ステップ2:
ステップ1を踏まえ、アスリートとして日頃から注意すべきことを確認する
- ステップ3:
ドーピング検査の概要と、検査時にアスリートがすべきこととできることを確認する
- ステップ4:
アスリートの生活は、競技の場面、またそれ以外の場面においても、「選択」の連続である。アンチ・ドーピングの観点から、「より良い選択」ができるよう、ステップ1～3で学んだことを基に、ケーススタディを通じて考える機会を与え、アスリート自身が判断し、行動できるようにする

アンチ・ドーピングの目的と ルール

ステップ

1

ドーピングとは？

競技力を高めるために、
禁止されている物質や方法を使用したり、
それらの使用を隠したりする行為

ドーピングが禁止されている理由



《ねらい》

- 「ドーピング」の定義と、禁止されている理由を確認する



《情報発信のポイント》

- スポーツでは、禁止されている物質や方法がある
- ドーピングは、個人の健康を害するだけでなく、自分のチーム・競技や、社会へも悪影響を及ぼし、最終的に「スポーツの価値」を損なうことにつながる



《発問例》

- 事前に「ドーピングとは何か？」「なぜ禁止されているのか？」を問い、参加者の認知度を確認した上で、本スライドにて回答、共通認識を持たせる



《参考情報・事例》

- 「アスリートの健康を害する」に関して、代表的な禁止物質とその副作用
 - ・ 興奮薬（競争力を高める、疲労防止の効果を期待して使用される）
⇒心拍数増加、血圧上昇、不整脈、心停止
 - ・ EPO（持久力を高めることを期待して使用される）
⇒血圧上昇、血栓
 - ・ 蛋白同化ステロイド薬（筋肉肥大、増強を期待して使用される）
⇒肝障害、男性の女性化、女性の男性化、精神異常
 - ・ 利尿薬（ドーピングの隠蔽、減量することを期待して使用される）
⇒脱水、痙攣、血圧低下

スポーツの価値とは？

スポーツにある価値

スポーツを通した価値



《ねらい》

- スポーツの価値について考える
- 自身におけるスポーツの価値、社会におけるスポーツの価値など、様々な視点から見たスポーツの価値に気づく



《発問例》

身近な問いから始めて考えやすくし、自由な発言を研修会参加者から促す

- スポーツにある価値
 - ・ あなたはなぜスポーツを続けているのか？
 - ・ スポーツから得られたもの、学んだことは何か？
 - ・ スポーツをする上で大切だと思うことは何か？
- スポーツを通した価値
 - ・ あなたがスポーツをしていることで、家族や友達はどのような影響を受けていると思うか？
 - ・ スポーツは社会にどんな影響を与えているか？
 - ・ 新聞やメディアでのスポーツの取り上げられ方についてどう思うか？なぜ新聞にはスポーツ欄が必ず設けられているのか？
 - ・ 1964年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会と、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、社会がスポーツ(オリンピックやパラリンピック)に求めているものは異なるか？

フェアであるからこそ生まれるスポーツの価値



「みんながフェアであること」によって
スポーツが成り立ち、価値が生まれる



《ねらい》

- スポーツの価値は人や時代、文化によっても異なることに気づく
- 多様なスポーツの価値を実現させる根幹に、「フェアネス(公正)」があることを理解する
- 「アンチ・ドーピング」と「ドーピング」の意味合いの違いを理解し、「アンチ・ドーピング」の位置づけをネガティブなものではなく、ポジティブなものとして捉える



《情報発信のポイント》

- 前スライドの発問例に対する研修会参加者からの回答を受け、「スポーツの価値」は人それぞれが感じ、それは時代や社会のあり方によっても変化するものである
- 「みんながフェアであること」によって、スポーツは成り立ち、スポーツの価値が生まれる
- アンチ・ドーピング活動は、単にドーピングによる不正を取り締まるだけでなく、クリーンなスポーツに参加するすべてのアスリートの権利を守り、スポーツの価値そのものを守るための活動である。そのため、アスリートだけでなく、すべての人が関わり、促進していくべき活動でもある



《参考情報・事例》

- 「FAIR PRIDE(フェア・プライド)」とは、スポーツの土台であり、アンチ・ドーピングの理念である「スポーツのフェアネス」を個人、チーム、社会へと広げていくための、アンチ・ドーピング・ムーブメントを推進する国内のスローガンである

世界アンチ・ドーピング規程

クリーンなスポーツに参加する
すべてのアスリートの権利を守るための
全世界・全スポーツ統一のルール



《ねらい》

- 世界アンチ・ドーピング規程の位置づけを理解する
- 全世界・全スポーツ統一のルールであることを理解する



《情報発信のポイント》

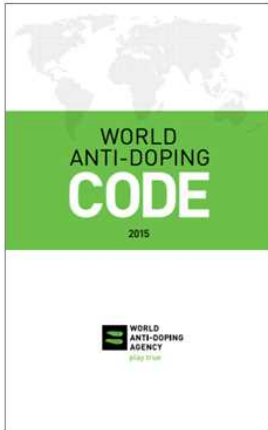
- 世界アンチ・ドーピング規程は、ドーピングをなくし、クリーンなスポーツに参加するすべてのアスリートの権利を守るためのルール
- 以前は、スポーツや国によってバラバラだったアンチ・ドーピングのルールが、2004年から全世界・全スポーツで統一された。その後2009年、2015年と規程の改訂が行われたが、改訂のプロセスにおいてもスポーツに関わるすべての人のコメントが集約されている。決してアンチ・ドーピング機関がアスリートを取り締まるために作成しているものではない。次回改訂は2021年を予定
- アスリートだけでなく、指導者やすべてのサポートスタッフ、競技連盟(NF/IF)、アンチ・ドーピング機関(日本ではJADA)、そして政府が、この目的のためにアンチ・ドーピング活動に参加している
- なお、スポーツの公正性・スポーツを行う者の心身の健康の保持増進の確保を目的に、2018年には国内初のアンチ・ドーピングの推進に関する法律が成立。警察や税関などと連携を強化し、違法行為を取り締まっていく方針(刑事罰は導入しない)



《参考情報・事例》

- 世界アンチ・ドーピング規程
→<https://www.playtruejapan.org/code/provision/>
 - 2018年6月に「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が可決、2018年10月1日より施行
- ◇FAIR PRIDEガイド:ルールを知ろう

規程ではどんなことが定められているの？



スポーツに関わる各立場の人に該当する

- ◆ 果たすべき責務（すべきこと）
- ◆ 行使することができる権利（できること）
- ◆ アンチ・ドーピング規則違反

などが定められている



ルールを知り、アスリートに必要な行動を確認しよう！



《ねらい》

- 世界アンチ・ドーピング規程の目的を達成するため、定められていることを理解する



《情報発信のポイント》

- 規程では、スポーツに関わる人々がそれぞれ果たすべき責務（すべきこと）、行使することができる権利（できること）、アンチ・ドーピング規則違反などが定められている
- 自身を含めた、「アスリートのクリーンなスポーツに参加する権利を守る」ため、ルールを理解し、日頃からアスリートに必要な行動がとれるように、これ以降のスライドで確認していく

10のアンチ・ドーピング規則違反

- 1 採取した尿や血液に**禁止物質が存在**すること
- 2 **禁止物質・禁止方法の使用**または**使用を企てる**こと
- 3 ドーピング検査を**拒否**または**避ける**こと
- 4 ドーピング・コントロールを**妨害**または**妨害しようとする**こと
- 5 居場所情報関連の**義務を果たさない**こと
- 6 正当な理由なく**禁止物質・禁止方法を持っている**こと
- 7 **禁止物質・禁止方法を不正に取引し**、**入手しようとする**こと
- 8 アスリートに対して**禁止物質・禁止方法を使用**または**使用を企てる**こと
- 9 アンチ・ドーピング規則違反を**手伝い**、**促し**、**共謀し**、**関与する**こと
- 10 アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で**関係を持つ**こと



《ねらい》

- 10項目のアンチ・ドーピング規則違反があることを理解する



《情報発信のポイント》

- 実際に起きているアンチ・ドーピング規則違反の事例として多い①以外でも、違反となる可能性がある
→ここでは詳しい説明はしない(詳しくは、スライドp.11-15)
- アンチ・ドーピング規則違反は、アスリートだけではなく、監督・コーチ・医師・薬剤師などの「サポートスタッフ」も対象となる。スポーツに関わるすべての人が知らなくてはならないルールであることを、強調して伝える
- これらの違反が疑われる行為を見たり聞いたりしたら、日本スポーツ振興センター「ドーピング通報窓口」へ情報提供を行うよう伝える



《発問例》

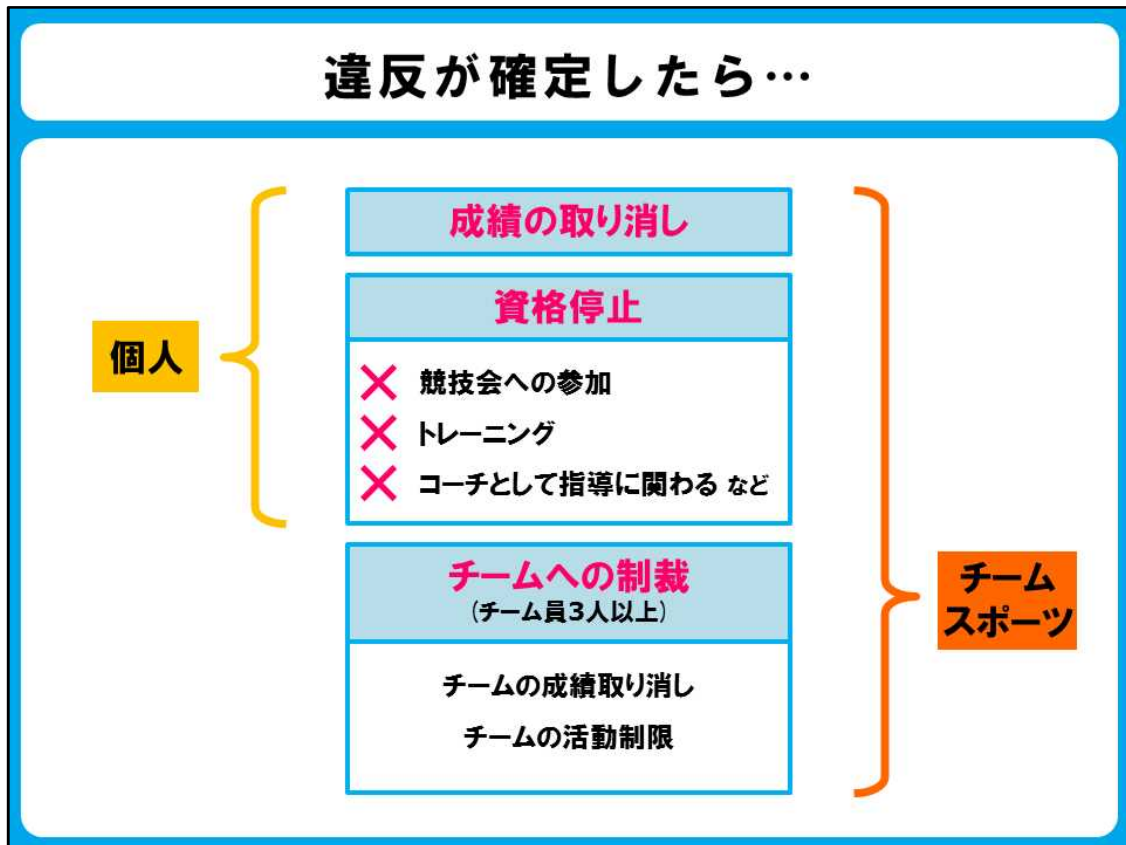
- 事前に「どのような行為がアンチ・ドーピング規則違反となるか？」を問い、本スライドにて答え合わせを行う



《参考情報・事例》

- 国内におけるアンチ・ドーピング規則違反について
→<https://www.playtruejapan.org/code/violation/dcision.html>
※掲載から一定期間経過し、かつ資格回復した競技者については、プライバシー保護の観点から、氏名及び決定文を削除しております。
 - 2017年5月より、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)にて「ドーピング通報窓口」が設置された
→<https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/>
- ◇FAIR PRIDEガイド: ルールを知ろう
◇PLAY TRUE BOOK: p.9-10,41

違反が確定したら…



《ねらい》

- アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁は、世界アンチ・ドーピング規程で定められており、全世界・全スポーツ共通であることを理解する
- 個人の違反行為が、チームへの制裁につながる可能性があることを意識する



《情報発信のポイント》

- 個人への制裁:
成績が取り消されるだけでなく、資格停止が課される
資格停止期間中は、アスリートとしての活動だけでなく、コーチとして後輩を指導したり、ボランティア活動等、スポーツに関わるすべての活動が禁止される
- チームへの制裁:
個人に対する制裁に加えて、チーム員3人以上の違反があった場合、チームに対してドーピング検査の実施や成績取り消しなどの制裁が科される
上記の世界アンチ・ドーピング規程で定められた制裁措置に加え、大会主催機関は、より厳格な制裁を課することができる
→例えば、国際オリンピック委員会 (IOC) は、オリンピック開催期間中の2名以下の違反に対して、チームの参加資格はく奪の規則を定めることが可能など



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド: ルールを知ろう
- ◇PLAY TRUE BOOK: p.10



《ねらい》

- アンチ・ドーピング規則違反の内容を理解する



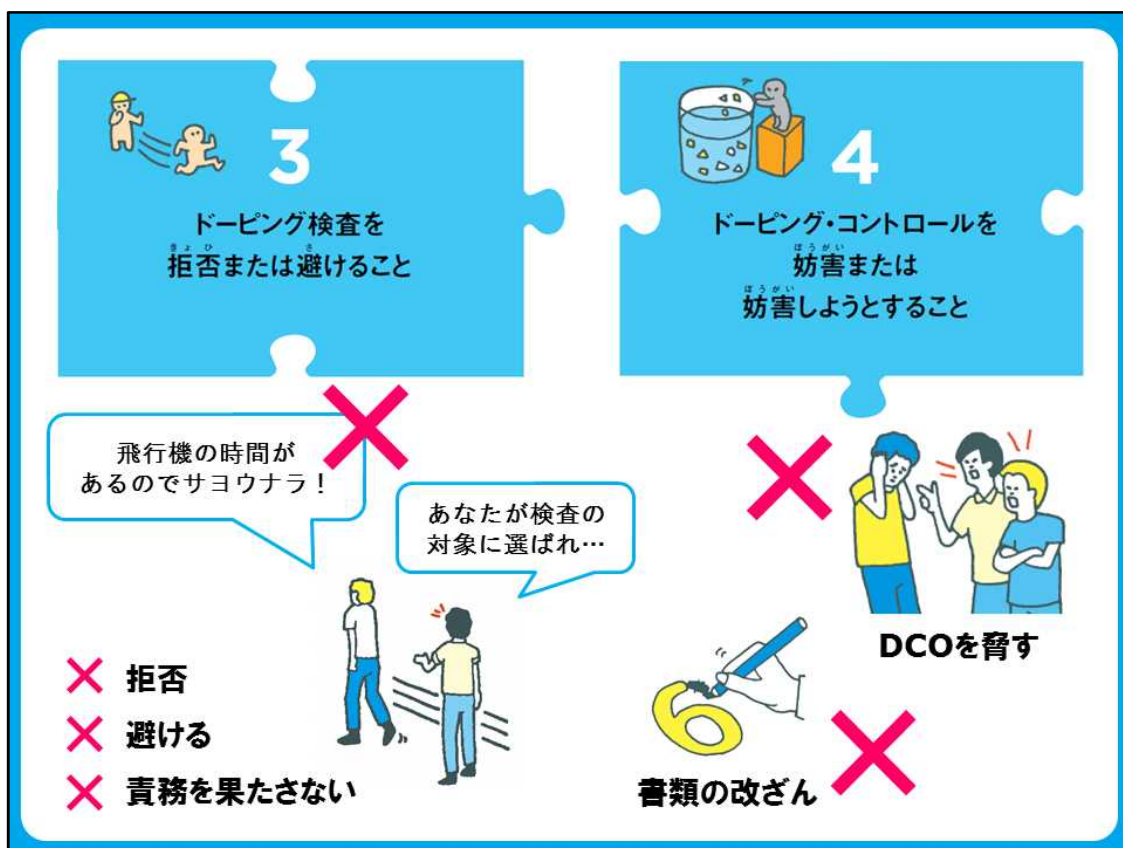
《情報発信のポイント》

- 1→ドーピング検査で採取された尿や血液から禁止物質が検出されるとアンチ・ドーピング規則違反となる
- 意図的であるかないか、自らに落ち度があるかないかなどに関わらず違反となるため、以下のような弁明で違反を免れることはできない
 - ×『スポーツに禁止されている物質があるなんて知らなかった』
 - ×『まさか、薬局で買った風邪薬に禁止物質が入っているとは思わなかった』
 - ×『医師から処方されたものだったので、禁止物質は入っていないと思った』
 - ×『サプリメントだから大丈夫だと思った』
- 制裁期間:原則4年間
- 2→ドーピング検査で採取された尿や血液から禁止物質が検出されなくても、禁止物質・禁止方法の使用や、企てたことが証明されると、アンチ・ドーピング規則違反となる
- 制裁期間:原則4年間



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド:ルールを知ろう
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.11-12



《ねらい》

- 禁止物質・禁止方法を使用するだけが、アンチ・ドーピング規則違反ではないことを理解する



《情報発信のポイント》

- 3→ドーピング検査は、スポーツを行っているすべてのアスリートが対象となる可能性があり、いつでもどこでも対応することは、アスリートの責務である
- 「予約した飛行機に間に合わない」「監督に呼ばれている」といった理由で検査を受けないことも、「検査拒否」とみなされ、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある
→正当な理由があり、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO/検査員)の許可があれば、検査室に行く前に用事を済ますことができる(詳細はスライドp.35)
- 制裁期間:原則4年間
- 4→まず、ドーピング・コントロールの定義について確認する
ドーピング・コントロール＝ドーピング検査の立案なども含めた一連の流れ
- ドーピング・コントロールの妨害には、書類の改ざん、DCOやシャペロンに対する暴言や脅かすこと、検体に別のものを混ぜたり、他人の検体とすり替えたり、採取した検体を故意に破損させたりすることが含まれる
→アスリートのみならず監督やサポートスタッフの行動についても問われる
- 制裁期間:原則4年間

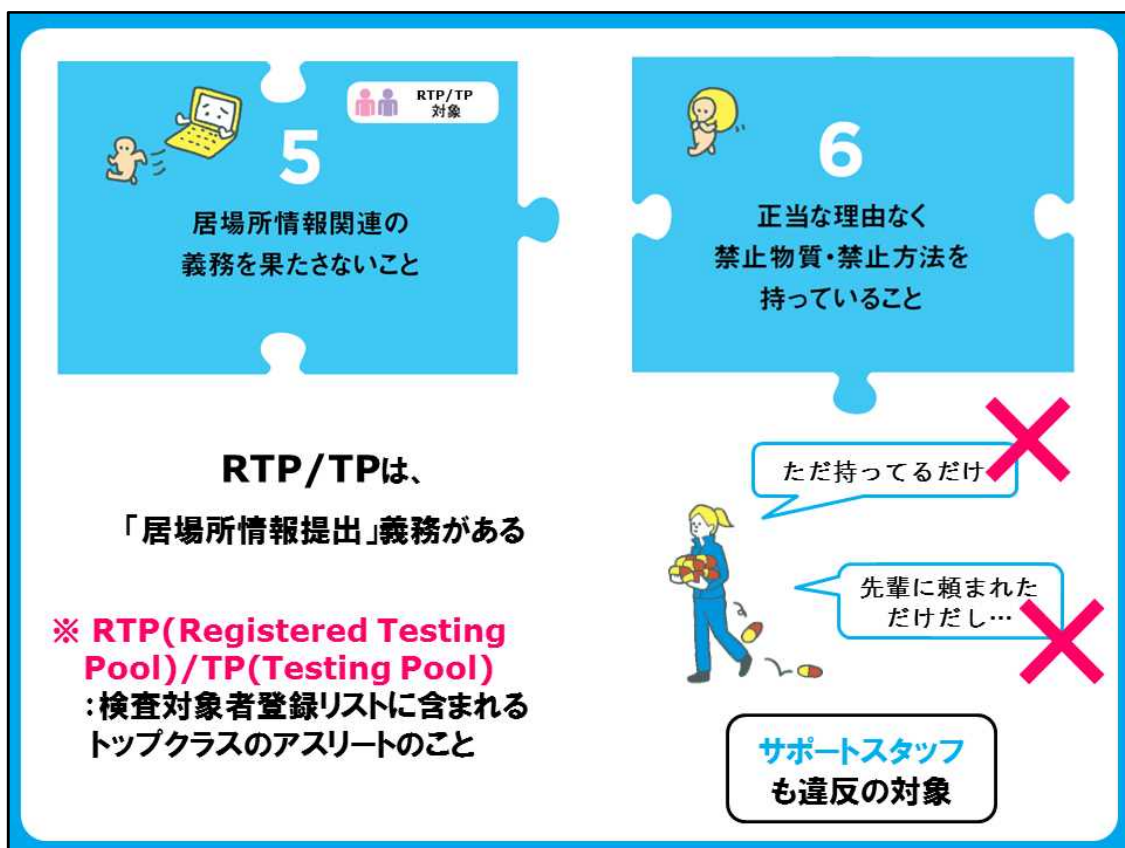


《参考情報・事例》

- 平成24年度に日本国内で初めて「ドーピング検査を拒否または避けること」に対するアンチ・ドーピング規則違反の事例が発生した
→https://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary_panel/H24_disciplinary_results.pdf

◇FAIR PRIDEガイド:ルールを知ろう

◇PLAY TRUE BOOK:p.13,15



《ねらい》

- 禁止物質・禁止方法を使用するだけが、アンチ・ドーピング規則違反ではないことを理解する
- RTP/TPを対象とした居場所情報関連義務に関わる違反があることを知る
→RTP/TPが研修会参加者の中にいない場合は、詳細について触れる必要はない



《情報発信のポイント》

- 5→国際競技連盟、またはアンチ・ドーピング機関(日本ではJADA)、もしくはその両方から「Registered Testing Pool (RTP) / Testing Pool (TP): 検査対象者登録リスト」へ指定されたアスリートは、自らの居場所情報提出義務が発生する
→居場所情報関連義務違反が、12ヶ月の間に3回発生すると、アンチ・ドーピング規則違反に問われる(詳細はスライドp.37)
- 制裁期間:原則2年間
- 6→アスリートだけでなく、サポートスタッフもアンチ・ドーピング規則違反の対象となる
- 禁止物質を保有することに対する「正当な理由」が必須
→TUEが認められた禁止物質を含む薬品、医師の処方せんに基づくと証明できるもの、緊急時の医療行為の際に使用するものなど
- 正当な理由として認められないもの
→(例)「先輩に持っていてくれと頼まれた」「家族/親戚が治療目的で使用しているものを持っていただけ」
- 「正当な理由」を、アスリートやサポートスタッフ自身が証明する必要がある
- 制裁期間:原則4年間

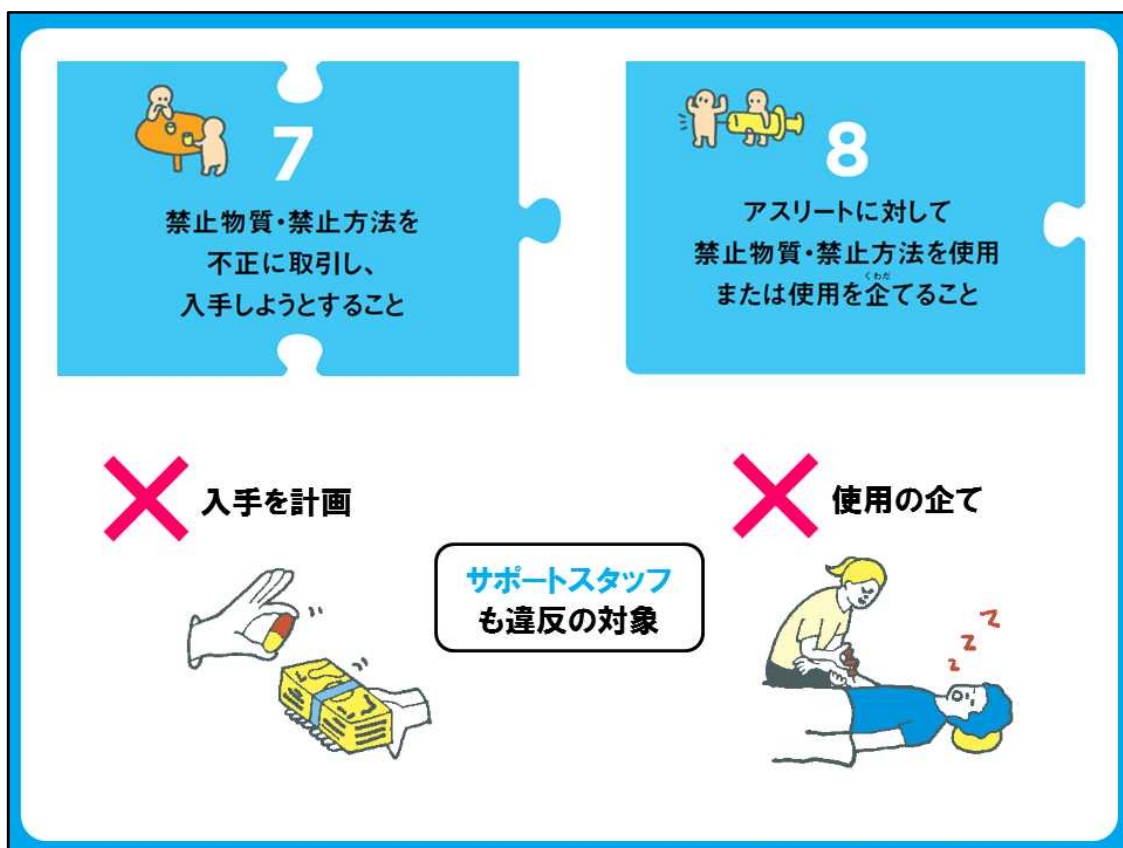


《参考情報・事例》

- 平成27年度に日本国内で初めて「居場所情報関連の義務を果たさないこと」に対するアンチ・ドーピング規則違反の事例が発生した
→https://www.playtruejapan.org/upload_files/uploads/2017/11/ADRV_result-2015_20171106.pdf

◇FAIR PRIDEガイド:ルールを知ろう、RTP/TPへ登録された皆さんへ

◇PLAY TRUE BOOK:p.17-18,20



《ねらい》

- 禁止物質・禁止方法を使用するだけが、アンチ・ドーピング規則違反ではないことを理解する



《情報発信のポイント》

- アスリートだけでなく、サポートスタッフもアンチ・ドーピング規則違反の対象となる
- 7,8項目ともに制裁期間:原則4年間

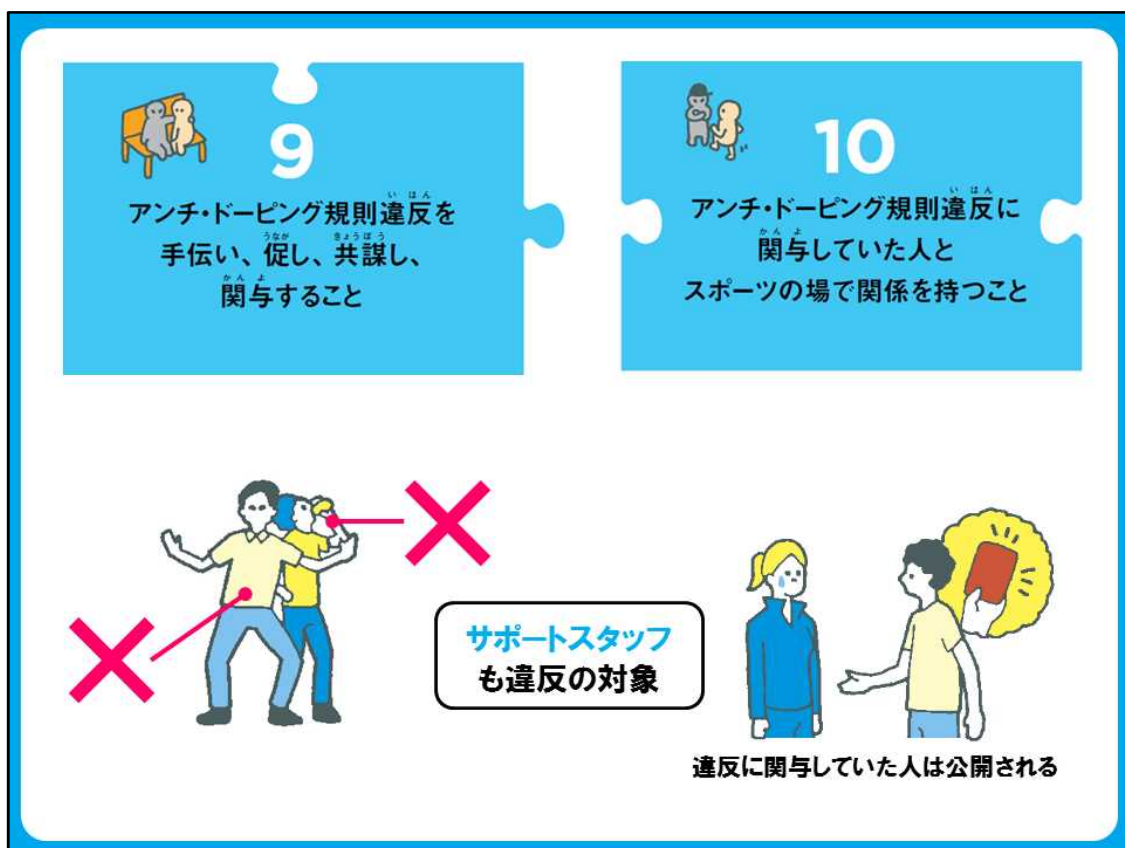


《参考情報・事例》

- 平成29年度に日本国内で初めて「アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること」に対するアンチ・ドーピング規則違反の事例が発生した
→https://www.playtruejapan.org/entry_img/result_h29_20190621.pdf

◇FAIR PRIDEガイド: ルールを知ろう

◇PLAY TRUE BOOK: p.21



《ねらい》

- 禁止物質・禁止方法を使用するだけが、アンチ・ドーピング規則違反ではないことを理解する



《情報発信のポイント》

- 9→ドーピングを支援したり、そそのかしたり、ドーピングをしていることを知りながらその事実を隠すことも、違反となる
- 制裁期間：原則4年間
- 10→アンチ・ドーピング規則違反の制裁中にあるサポートスタッフや、刑事罰等で規則違反とされる行為に関与していた人物だと知りながら、その人物をコーチとして雇ったり、その人物のクリニックに通院したりすることなどは、違反となる。
- 証明責任：ドーピングに関与した人物と関係を持っていないことは、アスリート自身が証明する
- 制裁期間：原則2年間



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド：ルールを知ろう
- ◇PLAY TRUE BOOK：p.22

未成年アスリート

世界アンチ・ドーピング規程での未成年

18
歳未満

未成年アスリートへの特別措置

- ◆ **証明責任の軽減**
禁止物質がどのように身体に入ったかの証明責任
- ◆ **検査への成人の付き添いが必要**
- ◆ **制裁措置の自動公開なし**
- ◆ **親権者の同意書**
スポーツに参加する際、競技団体へ提出が必要



《ねらい》

- 世界アンチ・ドーピング規程(スポーツ)における「未成年」の定義を知る
- 未成年アスリートへの特別措置の内容を理解する



《情報発信のポイント》

- 日本の法律上の未成年は20歳未満だが、世界アンチ・ドーピング規程においては18歳未満が未成年として定義されている(各国で定義がバラバラのため統一)
- 18歳未満のアスリートは、証明責任が軽減される(いかにして禁止物質が身体に入ったかを、アスリート自身が説明し証明する責任が軽減)
しかし、日本の法律とは異なり、18、19歳のアスリートは未成年の説明責任に関する特別措置は適応されないことを強調
- 検査への成人の付き添いは、18歳未満の未成年の場合は必須
→付き添いは、すべてのアスリートに認められている権利
- 18歳未満のアスリートは、違反・制裁措置の自動公開はない
しかし、重大な違反をした場合には例外になることもある
- 「同意書」提出:親権者から競技団体に、ドーピング検査に関する「同意書」を提出する。

◆ 注意:

日本の法律上の「未成年」の定義と異なるため、20歳未満の研修会参加者がいる場合は必ず説明をおこなう
また、未成年アスリートのサポートスタッフには、必ず発信する
未成年アスリートがアンチ・ドーピング規則違反となった場合は、そのアスリートのサポートスタッフは自動的に調査の対象となる



《参考情報・事例》

- 未成年の同意書
→<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>
- ◇FAIR PRIDEガイド:ルールを知ろう、18歳未満の皆さんへ
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.32

日頃から注意しよう

ステップ

2

身体に摂り入れるものには責任を持とう

- ◆ 禁止物質・方法を使用した場合、
意図的かどうかに関わらず違反となる
- ◆ 飲料の管理や薬を服用する前の確認はできているか？

体内に摂取するものはすべて

アスリートの責任



日頃から注意しよう！



《ねらい》

- 体内に摂取するものすべてはアスリートの責任となることから、日頃から注意が必要であることを理解する



《情報発信のポイント》

- 禁止物質・方法を使用した場合、意図的であるかないか、自らに落ち度があるかないかなどに関わらず違反となる(厳格責任)
- 飲料の管理や薬を服用する前の確認など、身体に摂り入れるものは自分で責任をもって管理することが求められる
- 次スライドより、何が禁止されているのか、そしてどのように日頃から気を付ければいいのか、確認していく



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう

禁止されている物質・方法とは？

- ◆ 「禁止表国際基準」で禁止物質・方法が定められている
※ 禁止されるすべての物質名が、詳細に記載されているわけではない！
- ◆ 全世界・全スポーツ共通
- ◆ 少なくとも1年に1回（毎年1月1日）更新

禁止物質・禁止方法の分類

- ① 常に禁止される物質と方法
- ② 競技会(時)において禁止される物質と方法
- ③ 特定競技において禁止される物質と方法



《ねらい》

- 禁止物質・禁止方法は禁止表国際基準に記載されていることを理解する
- 禁止表国際基準は全世界・全スポーツ共通であり、世界アンチ・ドーピング規程の目的を果たすために作成されていることを理解する



《情報発信のポイント》

- 禁止表国際基準には、禁止されるすべての物質が記載されているわけではない
例えば、「▲▲と類似の」や「例えば、□□」といった表現がされており、アスリートがそのリストを見て判断をすることは難しい場合がある
→医師やアンチ・ドーピングに詳しい薬剤師(スポーツファーマシスト)などの専門家に確認する必要がある
- 禁止表国際基準は、少なくとも1年に1回(毎年1月1日)更新されるため、以前禁止物質でないことを確認した薬であっても、使用する前に専門家に再度確認する必要がある
- 禁止物質・禁止方法はドーピング検査の種類(競技会検査か競技会外検査か)によって、その適用範囲が異なり、分類されている
- 「特定競技種目において禁止される物質と方法」があることを伝え、専門家に相談する際は、自身の競技種目名を必ず伝える



《参考情報・事例》

- 2014年ソチ・オリンピックの事例報告から、2014年禁止表国際基準は、同年9月1日に再度改訂された(改訂は1年に1回だけとは限らない)
 - 禁止表国際基準
→<https://www.playtruejapan.org/code/provision/world.html>
- ◇FAIR PRIDEガイド:日頃から注意しよう
◇PLAY TRUE BOOK:p.11

医薬品の使用は薬の専門家に確認

- ◆ 薬の入手先や病気の種類に関わらず、**あらゆる種類・形状の薬**に**禁止物質**が含まれている可能性がある
- ◆ 薬などを使用する場合は、**専門家へ必ず確認**
- ◆ 処方された薬の**服薬履歴**も**必ず残そう**



《ねらい》

- 薬などを使用する場合は必ず専門家へ相談するようアスリートの自覚を促す



《情報発信のポイント》

- 薬の入手先や病気の種類に関わらず、あらゆる種類・形状の薬に禁止物質が含まれている可能性がある
- 薬などを使用する場合は、専門家へ必ず使用の前に確認
- 禁止物質含有の有無を問い合わせる際には、正式な医薬品名を伝える
- 処方された薬の服薬履歴も必ず残しておく



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド：日頃から注意しよう

アンチ・ドーピングの安心トライアングル



《ねらい》

- アスリートが、自身のリスクマネジメントをする方法を知る
- スポーツファーマシストとGlobal DROを組み合わせることで、より安心して薬の摂取を決定することができることを知る



《情報発信のポイント》

- スポーツファーマシストとGlobal DROを組み合わせることで薬の検索、ダブルチェックを行うことは、アスリート自身でリスクを回避することにつながる。
- スポーツファーマシストに相談できる場合、一緒にGlobal DROで薬を検索して、検索結果を確認する→検索結果をメールでアスリート自身が受け取る
スポーツファーマシストにメールなどで相談した場合も、回答のメールと一緒にGlobal DROの検索結果を送ってもらう
- まずアスリート自身がGlobal DROで薬を検索した場合は、その検索結果をスポーツファーマシストにメールもしくはFAXで送付し、その内容を確認してもらう(禁止物質か否か、薬の投与経路など)
- 都道府県薬剤師会のホットラインも活用可能(問い合わせ方法は原則FAX)
- 最終的にアスリート自身が、安心して正しい判断をして、薬の摂取を決める



《参考情報・事例》

- 各都道府県薬剤師会に設置されているホットライン
→<https://www.playtruejapan.org/code/hotline.html>
- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.37

Global DROで確認



- ◆ 薬の成分に**禁止物質**が含まれているか**検索可能**
- ◆ パソコンやスマートフォンからアクセス
(⇒JADA Webサイト)
- ◆ 検索結果は、**メールとPDF**で保管



《ねらい》

- Global DROの存在を知る
- Global DROで、できることを知る



《情報発信のポイント》

- 薬の成分に禁止物質が含まれているか否かを検索することができる。成分名でも製品名でも検索することが可能
- Global DROで検索して、検索結果として出てこなかったものは、禁止物質ではないということではない。検索結果でヒットしなかった場合は、スポーツファーマシストに確認をすること
- 検索結果は、直接メールを送ったり、PDFとして保管することができる(証明責任のため)



《参考情報・事例》

- Global DRO JAPAN
アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、スイス、日本で運営しているグローバルな検索サイト
アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、スイスで購入した薬も、Global DROサイトで検索可能
サプリメント、漢方薬など動物・植物由来の成分については検索できない。また、そのような成分が含まれている製品についても検索不可
部分一致での検索が可能なので、2文字以上入力することで、検索が可能
スマートフォンでも簡単にアクセス可能。そのまま検索結果をメールで送れるという利点がある

→<https://www.globaldro.com/JP/search>

- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.42

スポーツファーマシストに相談



- ◆ **最新のアンチ・ドーピングに関する情報を持つ薬剤師**
- ◆ **病院、薬局、ドラッグストアなどに在籍**
- ◆ **身近なスポーツファーマシストを
検索できるサイト (⇒ JADA Webサイト)**



《ねらい》

- スポーツファーマシストの存在を知る
- スポーツファーマシストにどこで相談できるか知る



《情報発信のポイント》

- スポーツファーマシストは、全国に約9,000人おり(平成30年度現在)、アスリートが薬を購入する可能性のある様々な場所で、サポートしてくれる
- スポーツファーマシストがどこにいるか、自身で検索サイトで調べ、事前に確認をすることができる
- メールアドレスやFAX番号を公開しているスポーツファーマシストもいるので、対面での相談が難しい場合はメール等で問合せをすることができる



《参考情報・事例》

- **スポーツファーマシスト検索ページ**
→<https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>
住所や薬局名での検索の他、「土・日/祝日 対応可」や「手話通訳可」などで絞り込むことができる
- ◇FAIR PRIDEガイド:日頃から注意しよう
◇PLAY TRUE BOOK:p.42

専門家でも禁止物質の有無が判断できないもの

◆ サプリメント

「食品」のため、すべての成分が明確ではない

◆ 漢方薬

「生薬」のため、すべての成分が明確ではない
(原材料の成分が明確ではない)



※「医薬品」は、法律により、すべての成分が明確である



《ねらい》

- サプリメントや漢方薬がアンチ・ドーピングの観点においては推奨されない理由を知る
- サプリメントや漢方薬は、専門家でも禁止物質の有無について判断ができないことを理解し、細心の注意を促す



《情報発信のポイント》

- 日本の法律上、「医薬品」の場合、薬に含まれている物質はすべて表示する義務があるため、禁止物質の有無は、薬の専門家への相談や「Global DRO」での検索によって、確認することができる
- 一方、栄養ドリンクやサプリメントは「食品」に分類されるため、全成分の表示義務はなく、ラベルやパッケージに表示されていない物質が含まれている可能性がある
- また、「医薬品」であっても「漢方薬」(生薬)は動植物を原料としており、すべての含有物質が明らかになっているわけではない
- Global DROや専門家でも禁止物質の有無が判断できないこと、身体に摂り入れたものはすべてアスリートの責任となることを認識した上で、自覚と責任ある行動をとるよう伝える



《参考情報・事例》

- 国内でも、サプリメントや漢方薬の摂取によるアンチ・ドーピング規則違反が発生
→<https://www.playtruejapan.org/code/violation/dcision.html>
- アメリカのアンチ・ドーピング機関「USADA」の公式サイトにはサプリメントの安全性に関するコンテンツ「Supplement 411」があり、禁止物質を含むサプリメントのデータベース「High Risk List」が掲載されている

◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう

◇PLAY TRUE BOOK: p.23

医療機関でアスリートが確認すること

1

必ず自分がアスリートであること、
スポーツで禁止されている物質・方法
があることを伝える

2

医師・薬剤師に最新の禁止表やアン
チ・ドーピングに関する情報を案内する

JADA 医療

検索

3

禁止物質・方法を使用せずに治療で
きるか確認する



《ねらい》

- すべての医師がアンチ・ドーピングの知識をもっているわけではないことを知る
- アンチ・ドーピングの知識がない医師に対して、アスリート自身がアンチ・ドーピングの情報を伝えなくてはならないことを自覚する



《情報発信のポイント》

- すべての医師がアンチ・ドーピングの知識をもっているわけではない
- 医師に「アンチ・ドーピングのルールを伝える」ことや、「禁止物質・禁止方法の調べ方」を伝えるのは、アスリートの責務
- 以下の内容をアスリート自らが医師・薬剤師に伝える
 - ・ 自分がアスリートであること、スポーツで使用が禁止されている物質・方法があること
 - ・ 最新の禁止表やアンチ・ドーピングに関する情報の確認先
 - ・ 禁止物質・方法を使用せずに治療できるか



《参考情報・事例》

◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう

治療で禁止物質・方法を使う場合は？

誰もがスポーツに平等に参加する権利

- ◆ 禁止物質・禁止方法は使用しない
- ◆ 特例として、治療目的で使用する場合、TUE申請を行う必要がある

（病
けが）



禁止物質を
使用しないと
治療できないなあ



禁止物質を使った
状態ではスポーツに
参加できない…



《ねらい》

- TUEによって守られる権利と、TUEの概要を理解する



《情報発信のポイント》

- 本来であれば、スポーツで禁止されている物質・方法を使用した状態でスポーツに参加することはできないが、「特例として」TUEが認められることで、禁止物質・禁止方法を使用することができる
- 病気やケガの治療のために禁止物質・禁止方法を使用している人でも、スポーツに平等に参加するための権利
- TUEを取得するための条件があり、申請したものが無条件で認められるわけではない



《発問例》

- 「『誰もがスポーツに平等に参加する権利』の観点から、TUEはどのような場合、どのような条件において認められるべきか？」
 - （回答例）「治療目的であると正当に証明されるとき」「治療する以上に競技力を向上させる量の薬を使っていないと証明できるとき」
 - TUEは無条件で認められると思っているアスリートが多いため、次のスライドで「TUEを取得するための条件」を説明する前に、研修会参加者に発問し、取得条件に何があるかをイメージさせることで理解を深める



《参考情報・事例》

- ◇ FAIR PRIDEガイド：日頃から注意しよう
- ◇ PLAY TRUE BOOK：p.25-26

TUEを取得するための条件

4つすべての条件を満たす

- 1** 使用しないと健康に重大な影響が出る



- 2** 健康を取り戻す以上に競技力を向上させない



- 3** 他に代えられる治療方法がない



- 4** ドーピングの副作用に対する治療ではない



《ねらい》

- TUEを取得するための条件を理解する



《情報発信のポイント》

- この4つの条件は、「誰もがスポーツに平等に参加する権利」を守るために定められている
- 4つの条件を満たしていることは、TUE申請をする前にアスリート自身が把握した上で申請をする責任があるため、必ず全条件が満たされるのか、自身で確認をすること
- 医師にこれらの条件4つを証明するデータを提供してもらう時は、アスリートから医師に対してこの条件を伝えることが求められる
- 条件②→治療の範囲として薬が使用されていることは、薬を使用する量や、頻度、期間などによって証明することができる
- 条件③→代替治療や代替薬がある場合は、そちらを使用して治療をおこなう

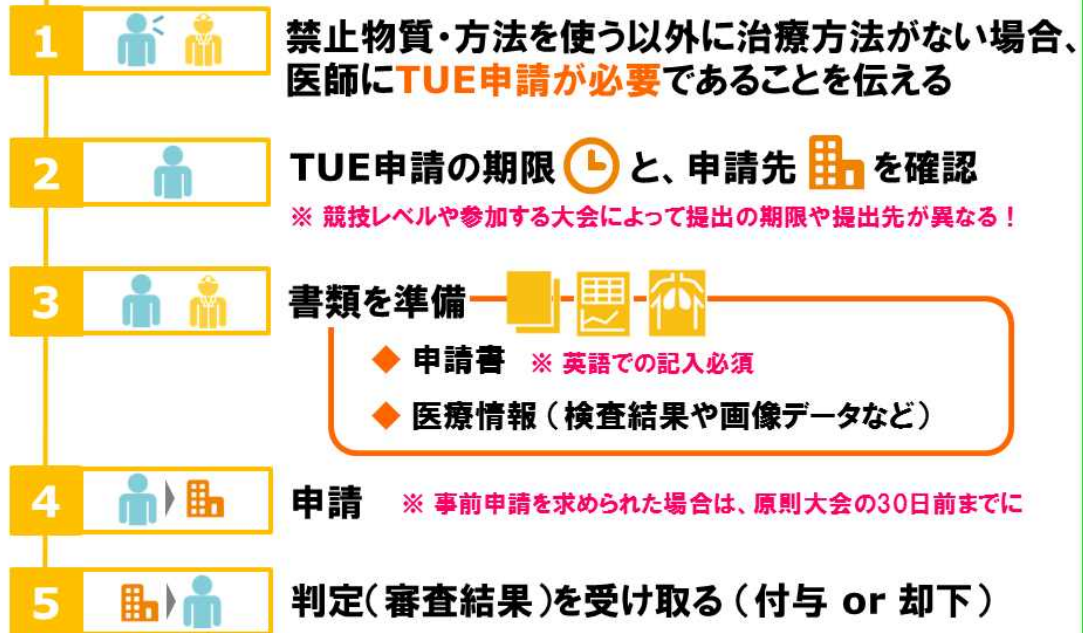


《参考情報・事例》

◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう

◇PLAY TRUE BOOK: p.26

TUEの申請ステップ



《ねらい》

- TUEの申請ステップと、ポイントを確認する



《情報発信のポイント》

- TUEの申請を行う前に、その申請先(建物アイコン)と期限(時計アイコン)を確認する必要がある
→アスリートの競技レベルや、参加する競技会によってTUE申請先が異なる
- 提出する書類は、TUE申請書と医療情報
TUE申請書→JADA Webサイトからダウンロード可能
医療情報→TUEを取得するための条件を満たすことを証明する資料(治療経過、検査結果、画像データなど)は、病院で記載し提供してもらう必要があるため、アスリートから担当医師に説明する必要がある(英語で提供してもらうようにする)
- 申請書類に不備があったり、必要な情報が不足している場合、再提出が必要
- 審査後、TUEを申請した機関から、判定の連絡がある。TUEが付与された場合は、必ず認められる「期間」が記載されているので確認する
- 期間終了後にも禁止物質・禁止方法による治療を継続する場合は、なぜその治療を継続する必要があるのかを証明する医療情報とTUE申請書を再度提出する必要がある
→TUEの付与期間終了後、継続して禁止物質・禁止方法を使用していた場合、アンチ・ドーピング規則違反として問われる可能性がある



《参考情報・事例》

- TUE申請先について
→<https://www.realchampion.jp/process/tue>
 - JADA TUE申請書
→<https://www.realchampion.jp/download/6>
※同ページにTUE申請書記入例も掲載
- ◇FAIR PRIDEガイド:日頃から注意しよう
◇PLAY TRUE BOOK:p.25

緊急で治療が必要な場合

禁止物質・禁止方法を使用して緊急で治療をしないと、健康に重大な影響を及ぼす場合

緊急の治療を優先



治療後、速やかにTUE申請する(遡及的TUE申請)



《ねらい》

- 緊急治療の場合は、TUEの事後申請(遡及的TUE)が認められることを知る



《情報発信のポイント》

- 事前にTUEを取得する必要があるアスリートであっても、緊急で治療が必要な場合は、遡及的TUEが認められる
- 緊急の治療を優先した後、速やかにTUE申請を行う必要がある
- 緊急治療に対する遡及的TUE申請の場合、「TUE申請書」「医療情報」に加えて、「緊急な治療を必要とした理由」を証明する医療情報の提出が必須



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK: p.26

ドーピング検査に対応しよう

ステップ

3

なぜドーピング検査が必要なのか？

ドーピング検査

- ◆ 尿検査と血液検査
- ◆ 全世界・全スポーツ統一の手順
- ◆ 競技会時だけでなく、自宅やトレーニング場所などの競技会外でも実施



アスリート自身がクリーンであること、スポーツがフェアに行われていることを証明するために、ドーピング検査に対応しよう！



《ねらい》

- ドーピング検査の目的を理解し、ドーピング検査をネガティブなものとして捉えるのではなく、アスリートが積極的に関与するものであること、自分のスポーツを守るために行われていることを意識する



《情報発信のポイント》

- 尿検査だけでなく、血液検査も実施され、世界中で推奨されている
- 信頼性を保つために、世界で統一されたルールに沿って行われる
- ドーピング検査には、競技会時に行われる「競技会検査」と競技会以外の期間や場所（自宅やトレーニング場所）で行われる「競技会外検査」がある
- ドーピング検査は、「ドーピングをしているアスリートを見つける」という目的もあるが、日本のアスリートとして「自分自身」のクリーンさのみならず、スポーツがフェアに行われていることを証明することにつながると理解する



《発問例》

- ドーピング検査の目的を明確にした後
「自分の競技のトップアスリートが、メディアに対して『ドーピング検査に対応することで、練習時間が削られて困っている』といった発言をした時、どのように感じるか？」
→(回答例)「その競技のクリーンさを社会に発信していく立場のアスリートとしては、残念」
→(まとめ)アスリート1人1人が、スポーツのクリーンさを発信していく立場である自覚が必要



《参考情報・事例》

- 検査及びドーピング調査に関する国際基準
→<https://www.playtruejapan.org/code/provision/world.html>
- ◇FAIR PRIDEガイド:ドーピング検査に対応しよう
◇PLAY TRUE BOOK:p.13

ドーピング検査の手順：尿検査

- 1 検査通告を受けたら「**通告書**」に**署名**し、検査室へ移動
※検査には**成人1名(+通訳者)**を同伴できる
- 2 複数の採尿カップから**1つ**を**選ぶ**
- 3 検査員立会いのもと**採尿**を行う
- 4 複数のサンプルキットから**1つ**を選び、
不審な点(未開封か等)がないか**確認**する
- 5 尿を2つの検査ボトルに分けて**封印**し提出する
- 6 検査前7日間に使用した**薬等**の**申告**・記入内容の**確認**
※検査で**不審に感じた点**などは**記録に残す**ことができる

「**公式記録書**」に署名、検査終了！



《ねらい》

- ドーピング検査(尿)の手順を確認する



《情報発信のポイント》

- ②→複数の採尿カップからアスリートが選ぶ。DCOから特定のカップを渡されることはない
- ③→自身の身体から尿が直接出ていることをDCOが確認できるようにする(検査の信頼性を保つため)(図参照)
- ④→複数のサンプルキットからアスリートが選ぶ
- ⑥→検査前7日間に使用した薬やサプリメントがあれば申告
- 検査中、不審に感じる点があれば、公式にコメントを残すことができる。少しでも気になったことがあれば、遠慮せずにコメントを残す方が良い。海外の検査の場合でも、日本語でコメントすることができる
- 検査の終了時に、公式記録書の写しをアスリート自身が受け取るが、検査の記録として競技生活が終わるまで保管しておく



《参考情報・事例》

- 世界アンチ・ドーピング規程 5条、および検査及びドーピング調査に関する国際基準 7条を参照
- ドーピング検査は、全スポーツで統一のルールを適用しているが、国際競技連盟によっては、スポーツの特殊性に合わせた運用を行っているものもある
- 障がい者スポーツの検査は原則として、国際基準に則った統一の手順で行われるが、上肢や視力などに障がいがあるアスリートは、代理人による署名や作業の補助が認められているなど、障がいに応じて検査手続きの変更が認められる
- 尿検査の手順
→https://www.realchampion.jp/process/examine_urinalysis

◇FAIR PRIDEガイド:ドーピング検査に対応しよう

◇PLAY TRUE BOOK:p.16

ドーピング検査の手順：血液検査

① 検査通告を受けたら「**通告書**」に**署名**し、検査室へ移動

※検査には成人1名(+通訳者)を同伴できる



② 椅子に座って**安静**にする

※採血前に運動していた場合は2時間待機後採血

③ 書類を記入し**問診**を受ける

④ 複数のサンプルキットから1つを選び、**不審な点(未開封か等)**がないか**確認**する



⑤ 採血を行いボトルに**封印**し提出する

⑥ 検査前7日間に使用した**薬等の申告**・記入内容の**確認**

※検査で**不審に感じた点**などは記録に残すことができる

「**公式記録書**」に署名、検査終了！



《ねらい》

- ドーピング検査(血液)の手順を確認する



《情報発信のポイント》

- ②→大会後やトレーニングなどの運動をした後は、2時間の安静を求められる
- ④→複数のサンプルキットからアスリート自身が選ぶ
- ⑤→採血の量は、少ないときは3ml程度、多いときには20ml程度。採血管の本数でいうと、1~4本分。競技には支障が出ない量と言われている。基本的には、肘の正面にある静脈から採取する。右腕か左腕かは採血者と相談の上決定
- ⑥→検査前7日間に使用した薬やサプリメントがあれば申告
- 検査中、不審に思った点などがあつた場合は、公式にコメントを残すことができる。遠慮せずに少しでも気になったことがあればコメントを残す方が良い。海外の検査の場合でも、日本語でコメントすることができる。
- 検査の終了時に、公式記録書の写しをアスリート自身が受け取るが、検査の記録として競技生活が終わるまで保管しておく



《参考情報・事例》

- 世界アンチ・ドーピング規程 5条、および検査及びドーピング調査に関する国際基準 7条を参照
- ドーピング検査は、全スポーツで統一のルールを適用しているが、国際競技連盟によっては、スポーツの特殊性に合わせた運用を行っているものもある
- 障がい者スポーツの検査は原則として、国際基準に則った統一の手順で行われるが、上肢や視力などに障がいがあるアスリートは、代理人による署名や作業の補助が認められているなど、障がいに応じて検査手続きの変更が認められる
- 血液検査の手順
→https://www.realchampion.jp/process/examine_blood

◇FAIR PRIDEガイド:ドーピング検査に対応しよう

◇PLAY TRUE BOOK:p.16

ドーピング検査：すべきこと

A 必ずDCOまたはシャペロンから
見える場所にいる



B 写真付身分証明書をDCOに
提示



C 必ずDCOまたはシャペロンの
指示に従う



D 正当な理由がない限り、通告後
すぐにドーピング検査室へ行く



《ねらい》

- ドーピング検査対象アスリートが「すべきこと」を理解する



《情報発信のポイント》

- 「すべきこと」を行わなかった場合、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があることを伝え、ドーピング検査対応時に「アスリートの責務」として果たす必要があることを伝える
- 「すべきこと」はA～Dまで1つ1つ確認する
- B→写真付身分証明書の例：競技会ID（ア krediteーション、国体の際の同意書等）、パスポート、学生証、運転免許証 など

◆ 注意：

- 国体参加のアスリートを対象とした研修会の場合、必ず発信する
- 国体に参加する際に配付される「同意書」には、必ず顔写真を添付し、大会期間中は常に携帯することが必須



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド：ドーピング検査に対応しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK：p.14

ドーピング検査：できること

A 成人1名(+通訳者)を検査室へ同伴する



B 疑問点を質問する



C 正当な理由があれば、DCOの許可を得て、検査室へ行く前に用事を済ませる

<正当な理由の例>
 ・メディアへの対応
 ・ケガの治療
 ・身分証明書を取りに行く



D 身体障がいやケガで検査対応が難しい場合、DCOの許可を得て同伴者に補助を求める



《ねらい》

- ドーピング検査対象アスリートの「できること」を理解する



《情報発信のポイント》

- 「できること」とは、アスリートの「権利」として認められており、自身を守るためにアスリートは知っている必要がある
- 「できること」はA～Dまで1つ1つ確認する
- A→アスリートが未成年(18歳未満)の場合、成人(20歳以上)の検査同伴は必須であることを強調する
- C→「正当な理由」には、メディアの対応や、表彰式の出席などが該当し、「正当な理由」にあたるか否かはDCOに確認し、DCOが許可した後に行動する必要がある
 →正当な理由で他の用事を済ませる場合は、DCOまたはシャペロンが目の届くところに必ずいるようにする。「ドーピング検査を拒否」したことを問われないよう行動すること



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド:ドーピング検査に対応しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.14

RTP/TPの居場所情報関連義務

◆ RTP/TPはADAMSを通して、決められた期間の「居場所情報」を期日までに提出

※ RTP(Registered Testing Pool)/TP(Testing Pool)

: 検査対象者登録リストに含まれるトップクラスのアスリートのこと

※ ADAMS(Anti-Doping Administration and Management System)

: アンチ・ドーピング活動に関わる世界中の情報を保存、管理し、調和させるために世界アンチ・ドーピング機構によりつくられたシステム

「居場所情報」として提出・更新する内容

- ◆ 宿泊先
- ◆ 60分の時間枠
- ◆ トレーニング場所や競技会情報など



《ねらい》

- RTP/TPに対して課されている居場所情報関連義務について知る
→ RTP/TPが研修会参加者の中にいない場合は、詳細について触れる必要はない



《情報発信のポイント》

- 居場所情報は、「ADAMS(Anti-Doping Administration and Management System)」というアンチ・ドーピング活動に関わる情報を共有する世界共通のWebシステムを使って提出する
- RTP/TPに指定されたアスリートは、指定先(国際競技連盟またはアンチ・ドーピング機関)よりADAMSへのログイン情報が通知され、指定された期日までに、指定された期間の情報をADAMSを通して提出する
- RTP/TPへの指定は日本や世界を代表するトップアスリートの証。ロールモデルとして、自らがクリーンであることを積極的に証明できるよう、居場所情報を提出・更新し、いつでも・どこでも検査に対応すること
- 「居場所情報」として提出・更新する内容
宿泊先: 指定された期間すべての日における宿泊先の住所
60分の時間枠: 1日のうち5:00~23:00の間で指定する60分の時間と場所
競技に関する情報: トレーニング場所や競技会情報等



《参考情報・事例》

- ADAMS関連情報
→ <https://www.realchampion.jp/process/adams>
- ◇ FAIR PRIDEガイド: ドーピング検査に対応しよう、RTP/TPへ登録された皆さんへ
- ◇ PLAY TRUE BOOK: p.18

2つの居場所情報関連義務違反



- ・提出期限までに居場所情報を提出しなかった場合
- ・提出された情報に不備があった場合
- ・更新を行わなかった場合
- ・60分時間枠内に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合(検査員がアスリートと会うことができなかった場合)

◆ RTP:いずれかが12ヶ月の間に3回累積すると、

アンチ・ドーピング規則違反

◆ TP:罰則はないが、所属競技団体等の関係機関へ報告の上、
RTPへ変更の可能性あり



《ねらい》

- 居場所情報関連義務違反についての説明
→RTP/TPが研修会参加者の中にいない場合は、詳細について触れる必要はない



《情報発信のポイント》

- 居場所情報関連義務違反「提出義務違反」と「検査未了」について説明する
- 居場所情報の提出期限は、JADAとIFで異なる場合があるため、双方からRTP/TPに登録されている場合は、より早い期限に合わせて提出が必要
- RTPの場合、「提出義務違反」または「検査未了」の居場所情報関連義務違反が12か月の間に3回累積すると、アンチ・ドーピング規則違反として、2年間の資格停止(制裁)になる可能性がある
- JADAのTPの場合は、RTPより義務が軽減されており、居場所情報関連義務違反が発生した際の罰則はないが、所属競技団体等の関係機関へ報告の上、RTPへ変更となる可能性がある
※IFのTPの場合は、IFによってルールが異なるため、必ず確認するよう伝える
※JADA-TPであっても、IF-RTP/TPも兼ねている場合は、居場所情報関連義務違反が発生した際に、IFからの罰則が課される可能性があることに注意するよう伝える



《参考情報・事例》

- 世界アンチ・ドーピング規程(2015)第2条:アンチ・ドーピング規則違反 2.4
 - 検査及びドーピング調査に関する国際基準では、年3回以上RTPに対して競技会外検査が実施される
- ◇FAIR PRIDEガイド:ドーピング検査に対応しよう、RTP/TPへ登録された皆さんへ
◇PLAY TRUE BOOK:p.17

ケース・スタディ
自身で考え、判断しよう

ステップ

4

アスリート自身でリスクを回避

こんなとき
どうする？

遠征先で体調を崩してしまった！

- A** 我慢して
気合で治す
- B** 病院で医師の
診察を受ける
- C** 近くの薬局で
薬を購入



《ねらい》

- 日々よくあるシチュエーションから、自分は普段どのような選択をしているか、本来ならばどのような選択をすべきか、考える



《情報発信のポイント》

- それぞれの選択肢が、どのようなメリットとデメリットがあるか考えることを促す
 - A. 我慢して気合で治す→治療することは可能？コンディショニングの観点から考えて正しい選択か？
 - B. 病院で医師の診察を受ける→スライドp.40より解説
 - C. 近くの薬局で薬を購入→スライドp.43より解説

→答えを断言するのではなく、研修会参加者が日常で何気なく選択していることそれぞれに、違反となるリスクがある可能性を気づかせる

病院で診察を受ける前

B 病院で医師の診察を受ける



1

必ず自分が**アスリートであること**、**スポーツで禁止されている物質・方法**があることを伝える

2

医師・薬剤師に**最新の禁止表やアンチ・ドーピングに関する情報**を案内する

JADA 医療

検索

3

禁止物質・方法を使用せずに治療できるか確認する



《ねらい》

- 病院で診察を受ける前に、アスリートがすべきことを再確認



《情報発信のポイント》

- すべての医師がアンチ・ドーピングの知識をもっているわけではない
- 医師に「アンチ・ドーピングのルールを伝える」ことや、「禁止物質・禁止方法の調べ方」を伝えるのは、アスリートの責務
- 以下の内容をアスリート自らが医師・薬剤師に伝える
 - ・ 自分がアスリートであること、スポーツで使用が禁止されている物質・方法があること
 - ・ 最新の禁止表やアンチ・ドーピングに関する情報の確認先
 - ・ 禁止物質・方法を使用せずに治療できるか



《発問例》

- 「アンチ・ドーピングのルールを医師に伝えるためには何をしたらよいか？」
 - (回答) JADAのWebサイトを案内する。
 - 医師にどのページを見てもらわなければならないか、事前に、JADA Webサイトを確認(「JADA 医療」で検索)
 - <https://www.playtruejapan.org/medical/>



《参考情報・事例》

- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう

病院で診察を受けるとき

禁止物質・禁止方法を使用せずに治療可能だろうか？



可能

不可能



?



《ねらい》

- 病院で診察を受けている際、禁止物質を使用しなければならない時に何をすべきか再確認



《情報発信のポイント》

- 禁止物質を使用しない場合は、そのまま治療を受けるが、禁止物質でなくても、使用した薬については必ず記録を残す



《発問例》

- 「どうしても禁止物質・禁止方法を使用しないと治療ができない場合、アスリートは何をすべきか？」
 - (回答)TUE申請をするための準備を医師に依頼。医師がTUE申請を知らない場合は、JADAのWebサイトを案内する。
 - 次のスライドで回答があるため、まずは研修会参加者に何をすべきかイメージさせる

禁止物質・方法を使わないと治療できないとき

TUE申請

◆ 申請期限  と申請先  を確認

◆ 医師と書類を準備



《ねらい》

- 病院で診察を受ける際、禁止物質・禁止方法を使用しなければならない時に何をすべきか知る



《情報発信のポイント》

- TUE申請をする対象者かどうか、まずはアスリート自身が確認する (JADA Webサイト)
- アスリート自身でTUE申請の期限と申請先を確認
→不明な場合は、所属する競技団体に確認する
- 医師と一緒にTUE申請に必要な書類を準備する
- 詳しくはスライドp.26-29で再確認

薬局で薬を購入するとき

C

近くの薬局で
薬を購入

薬局へ行く前にやるべきこと



スポーツファーマシスト  がいる薬局を調べる



《ねらい》

- 薬局に行く前にアスリートとしてすべきことを考える



《情報発信のポイント》

- 薬を購入する前に専門家への確認が必要なため、スポーツファーマシストがいる薬局を調べる
- 薬が必要になった時に調べるのではなく、事前に検索ページで相談できるスポーツファーマシストを決めておくことが望ましい



《発問例》

- STEP2を踏まえ、「禁止物質・禁止方法の調べ方、確認方法は？」
→Global DROやスポーツファーマシストについて再確認

スポーツファーマシストがいる薬局に行く場合

- 1 スポーツファーマシスト  に相談
- 2 一緒にGlobal DRO  で確認
- 3 検索結果  を受け取る 



《ねらい》

- スポーツファーマシストがいる薬局に行く場合に、どのように薬を確認すればよいか手順を知る



《情報発信のポイント》

- スポーツファーマシストだけがGlobal DROの検索結果を確認するのではなく、アスリートもその検索画面を見て一緒に確認することが必要
- 検索結果はプリントアウトしてもらい、もしくは自身のメールアドレスに送付してもらい
→自身がアスリートとして必要な手順を踏んだ証明となる

スポーツファーマシストがいない薬局に行く場合

- 1 薬局で薬剤師と購入予定の薬を **Global DRO**  で確認
- 2 検索結果をスポーツファーマシスト  に確認
- 3 確認した回答  を保管 



《ねらい》

- スポーツファーマシストがいない薬局に行く場合に、どのように薬を確認すればよいか手順を知る



《情報発信のポイント》

- アスリートが一人でGlobal DROを検索・確認をして終わりにしない。まず薬局にいる薬剤師に、検索する商品名の確認をしながらGlobal DROで検索をおこなう
- 検索ページで事前に調べておいたスポーツファーマシストに、Global DROの検索結果をメールもしくはFAXを送信し、内容を確認してもらう
- 確認してもらった回答は、FAXもしくはメールで受け取り、保管する
→自身がアスリートとして必要な手順を踏んだ証明となる

アンチ・ドーピングの安心トライアングル



《ねらい》

- アスリートが、自身のリスクマネジメントをする方法を知る
- スポーツファーマシストとGlobal DROを組み合わせることで、より安心して薬の摂取を決定することができることを知る



《情報発信のポイント》

- スライドp.21の内容を再度確認
- スポーツファーマシストとGlobal DROを組み合わせることで薬の検索、ダブルチェックを行うことは、アスリート自身でリスクを回避することにつながる。
- スポーツファーマシストに相談できる場合、一緒にGlobal DROで薬を検索して、検索結果を確認する→検索結果をメールでアスリート自身が受け取る
スポーツファーマシストにメールなどで相談した場合も、回答のメールと一緒にGlobal DROの検索結果を送ってもらう
- まずアスリート自身がGlobal DROで薬を検索した場合は、その検索結果をスポーツファーマシストにメールもしくはFAXで送付し、その内容を確認してもらう(禁止物質か否か、薬の投与経路など)
- 都道府県薬剤師会のホットラインも活用可能(問い合わせ方法は原則FAX)
- 最終的にアスリート自身が、安心して正しい判断をして、薬の摂取を決める



《参考情報・事例》

- 各都道府県薬剤師会に設置されているホットライン
→<https://www.playtruejapan.org/code/hotline.html>
- ◇FAIR PRIDEガイド: 日頃から注意しよう
- ◇PLAY TRUE BOOK:p.37

ドーピング検査における行動をチェック①

A 違反になる可能性がある

B 違反にならない

検査通告のとき

DCOに無断で表彰式に出る



《ねらい》

- ドーピング検査において、アスリート自身で「違反となる可能性があること」「違反ではないこと」について考え、状況により判断する



《情報発信のポイント》

(回答)

- DCO(ドーピング検査員)に無断で表彰式に出る
→「A. 違反になる可能性がある」
正当な理由がない限り、通告後すぐにドーピング検査室に行かなければならない。
ただし、表彰式に出るなどの正当な理由がある場合は、DCO(ドーピング検査員)に許可を得た後に、行動する。許可を得る前に行うと、違反になる可能性がある

ドーピング検査における行動をチェック②



《ねらい》

- ドーピング検査において、アスリート自身で「違反となる可能性があること」「違反ではないこと」について考え、状況により判断する



《情報発信のポイント》

(回答)

- DCO(ドーピング検査員)が日本語を話せないので、通訳者を連れて行く
→「B. 違反にならない」
アスリートは、コーチなど成人1名、必要があれば通訳者を検査室に同伴することができる
外国語によるDCO(ドーピング検査員)とのコミュニケーションに不安がある場合は、自身で通訳者を同伴させることが大切
- 尿検査では、自分で採尿カップを選ぶ
→「B. 違反にならない」
アスリートとしてやるべきこと。信頼性がある検査を受けるため、採尿カップと検査キットは複数あるもののうち、アスリート自身で選んだものを使用する

ドーピング検査における行動をチェック③



《ねらい》

- ドーピング検査において、アスリート自身で「違反となる可能性があること」「違反ではないこと」について考え、状況により判断する



《情報発信のポイント》

(回答)

- 恥ずかしいので、DCO(ドーピング検査員)に見えないように採尿する
→「A. 違反になる可能性がある」
信頼性のある検査をするため、アスリートの身体から尿が直接出ていることをDCO(ドーピング検査員)は確認する。DCO(ドーピング検査員)から体の向きを変更するよう指示された場合は、指示に従う。指示に従わなかったり、不審な行動をする場合、違反に問われることがある
- DCO(ドーピング検査員)から指示されたことの意味が分からなかったため、質問をする
→「B. 違反にならない」
アスリートとしてやるべきこと。わからないことがあったり、以前受けた検査と異なる指示をされた時は、必ず質問して、納得して検査を受ける

ドーピング検査における行動をチェック④

書類に記入するとき

海外での検査だったが、
とりあえず日本語で
コメントを書き残す



書類に記入するとき

記録書の控えを捨てずに、
自分で保管する



A 違反になる可能性がある

B 違反にならない



《ねらい》

- ドーピング検査において、アスリート自身で「違反となる可能性があること」「違反ではないこと」について考え、状況により判断する



《情報発信のポイント》

(回答)

- 海外での検査だったが、とりあえず日本語でコメントを書き残す
→「B. 違反にならない」
検査において疑問に思ったことは事前に質問することが必要だが、事後に気づいたものは公式にコメントを残すことができる。信頼性のある検査を受けるために、気づいた事があつたら必ずコメントを残す。海外での検査や、DCO（ドーピング検査員）が外国人だった場合でも日本語でコメントを残すことが可能
- 記録書の控えを捨てずに自分で保管する
→「B. 違反にならない」
アスリートとしてやるべきこと。検査を受けた記録は、競技生活が終わるまでアスリート自身で保管する。検査陰性の結果は、アスリート自身がクリーンであることを証明し、自身のスポーツがクリーンであることを証明することにつながる

アスリートとしての行動まとめ

◆ ルールを知ろう

- ⇒アンチ・ドーピングにおける**最新のルール**や**情報**を知ろう！
- ⇒ルールを知らなかった、わざとではない、では**違反は免れない**

◆ 日頃から注意しよう

- ⇒医薬品は事前に**専門家**や**DRO**で**ダブルチェック**の上、**記録**を残す
- ⇒**サプリメント・漢方薬**の**リスク**を踏まえた判断を！
- ⇒医療機関では、**アスリート**であること、**アンチ・ドーピング**に関する**情報**を伝え、**禁止物質・方法**を使用せずに治療できるか確認
- ⇒**禁止物質・方法**を使う以外に治療方法がない場合は**TUE申請**を！
提出期限と**提出先**を確認して申請。**判定**を確認するまで対応

◆ ドーピング検査に対応しよう

- ⇒検査時の「**すべきこと**」と「**できること**」を確認し、
いつでも・どこでも対応
- ⇒RTP/TPは**居場所情報**を**期限までに提出**し、**最新の情報に更新**



《ねらい》

- アスリートとしての行動のまとめ



《情報発信のポイント》

- アスリートとしての自覚を持って、ルールを知り、日頃からの注意やドーピング検査への対応を自ら積極的に行えるよう伝える
- これまでの研修内容を踏まえ、研修会参加者がどのように行動するか、改めて問い、各選択肢において、どういった点に注意すべきか発言させる

自らクリーンであることを証明していこう！

◆ スポーツに参加する条件として、規程を理解し、守っていることを**アスリート自身**が証明しなければならない

◆ スポーツの基盤となる「**フェアネス**」の精神を胸に、スポーツの価値を守っていこう

クリーンなアスリート
クリーンなスポーツのために



《ねらい》

- 研修会の最後として、アンチ・ドーピングを通じてアスリートが目指すべきものを印象付け、研修会で学んだ内容を、自身の競技生活や生活の中で実践に移すモチベーションを得る



《情報発信のポイント》

- 改めて、前スライドで示したようなアスリートに必要な行動をとる意義について考えさせる
- アスリートに必要な行動をとることは、スポーツに参加する条件であるアンチ・ドーピングのルールを理解し、守っている証明となる
- スライドp.6で示した通り、みんながフェアでなければスポーツは成り立たない
- 違反にならないことがゴールなのではなく、スポーツの基盤となる「フェアネス」の精神を胸に、アスリート自ら「フェア」に行動することが、スポーツの価値を守り、スポーツの発展を支え、よりよい社会をつくる力となる



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。

JADA 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構